

賛助会員規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人木村茶道美術館（以下「美術館」という。）における賛助会員（以下単に「会員」という。）に関し、会員の入会及び退会並びに会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 美術館の目的及び事業内容に賛同し、美術館の活動を賛助しようとするもの者は入会申込書を提出するものとする。

- 2 会員には、会員証を発行する。
- 3 会員証は会費納入日から翌年前日までの1年間の有効とする。

(会 費)

第3条 会員は1口1万円の賛助会費を納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 納入された会費は、美術館の事業を遂行する経費に充てるものとする。

(会員の特典)

第5条 会員には展示室及び特別展示室に入館できる回数券10枚綴りを進呈する。

- 2 入館時には会員証を提示することとする。
- 3 回数券を1度に使用できるのは会員及び同伴者2名の計3名までとする。
- 4 回数券は有効期限を1年とする。

(退会及び除名)

第6条 会員は、退会届を提出し、会員証及び回数券の残りを返却することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員が次に該当するときは、代表理事は除名することができる。
 - (1) 美術館の会員たるにふさわしくない行為があったとき。
- 3 第1項、第2項による退会及び除名では、会費は返還しない。

(補 則)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。